官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○特許登録令施行規則の一部を改正する省令（経済産業七七）　二
〔その他告示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務四四七）　二
○洪水被害を受けたシンズリ道路緊急復旧計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（同四四八）　三
○フィリピン共和国における遠隔地における結核検診体制強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合プロジェクト・サービス機関との間の書簡の交換に関する件（同四四九）　三
○南部地域における不発弾除去の加速化を通じた地域開発計画（フェーズ３）のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四五〇）　三
○ニウエ政府に対する贈与に関する日本国政府とニウエ政府との間の書簡の交換に関する件（同四五一）　三
○コスタリカ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四五二）　三
○ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四五三）　三
○キルギス共和国内閣に対する贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（同四五四）　四
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（同四五五）　四
○保安林の指定を解除する件（農林水産一八五七～一八六九）　四
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同一八七〇）　五
○土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件（国土交通一〇五七）　五
○道路に関する件（東北地方整備局九七）　六
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
国営北斗用水土地改良事業（農業用用排水）計画の公告（農林水産省）　六
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示
（福島労働局最低賃金公示二、山梨同二）　七
基本測量関係事項公告（国土交通省）　七
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配一五四）　八
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件
（千葉県公安委告示配一）　八
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件
（岡山県公安委告示配一）　八
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件
（香川県公安委告示配一）　八
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件
（福岡県公安委告示配四）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

省　令

○経済産業省令第七十七号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第四号及び第五号の規定を実施するため、特許登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

特許登録令施行規則の一部を改正する省令

特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（混同又は取消しによる専用実施権等の消滅の登録の方法） **第三十四条**　混同による専用実施権、仮専用実施権又は質権の消滅の登録をするときは、その専用実施権、仮専用実施権又は質権の登録を抹消しなければならない。 ２　前項の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百条第三項又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第五十八条第三項の規定による取消しによる専用実施権の消滅の登録をする場合に準用する。	（混同又は取消しによる専用実施権等の消滅の登録の方法） **第三十四条**　混同による専用実施権、仮専用実施権又は質権の消滅の登録をするときは、その専用実施権、仮専用実施権又は質権の登録を抹消しなければならない。 ２　前項の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百条第三項の規定による取消しによる専用実施権の消滅の登録をする場合に準用する。

附　則

この省令は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。

その他告示

○外務省告示第四百四十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和七年十二月九日

外務大臣　茂木　敏充

記

一　ロシア連邦大使館周辺地域

期間	令和七年十二月十八日から令和八年十二月十七日まで
地域	東京都港区　麻布台一丁目 麻布台二丁目 麻布台三丁目 麻布狸穴町 麻布永坂町 東麻布一丁目（一番から二十九番まで） 東麻布二丁目（一番から三十三番まで） 東麻布三丁目（一番から八番まで） 芝公園三丁目（六番） 芝公園四丁目（一番から六番まで） 虎ノ門五丁目 六本木三丁目（十六番から十八番まで） 六本木五丁目（十二番から十八番まで） 麻布十番一丁目（一番から四番まで） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点。

二　ロシア連邦通商代表部周辺地域

期間	令和七年十二月十八日から令和八年十二月十七日まで
地域	東京都港区　高輪三丁目（九番から十三番まで） 高輪四丁目 北品川六丁目 東五反田三丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

三　在札幌ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	令和七年十二月十八日から令和八年十二月十七日まで
地域	北海道札幌市中央区　南十二条西九丁目 南十二条西十丁目 南十二条西十一丁目 南十二条西十二丁目 南十二条西十三丁目 南十二条西十四丁目 南十三条西九丁目 南十三条西十丁目 南十三条西十一丁目 南十三条西十二丁目 南十三条西十三丁目 南十三条西十四丁目 南十四条西九丁目 南十四条西十丁目

	南十四条西十一丁目
	南十四条西十二丁目
	南十四条西十三丁目
	南十四条西十四丁目
	南十五条西九丁目
	南十五条西十丁目
	南十五条西十一丁目
	南十五条西十二丁目
	南十五条西十三丁目
	南十五条西十四丁目
	南十六条西九丁目
	南十六条西十丁目
	南十六条西十一丁目
	南十六条西十二丁目
	南十六条西十三丁目
	南十六条西十四丁目
	南十七条西九丁目
	南十七条西十丁目
	南十七条西十一丁目
	南十七条西十二丁目
	南十七条西十三丁目
	南十七条西十四丁目
側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。	

四　在大阪ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	地域
令和七年十二月十八日から令和八年十二月十七日まで	大阪府豊中市 西緑丘一丁目 西緑丘二丁目（一番から六番まで及び八番） 少路一丁目（主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。） 少路二丁目 桜の町七丁目（五番から十一番まで） 向丘一丁目 向丘二丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。

○外務省告示第四百四十八号

令和七年十月三十日にカトマンズで、洪水被害を受けたシンズリ道路緊急復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　洪水被害を受けたシンズリ道路緊急復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十八億円
3　贈与の供与期限　令和十三年十二月三十一日
4　署名者
日本側　前田徹在ネパール大使
ネパール側　ガンシャム・ウパディヤ財務省次官

令和七年十二月九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百四十九号

令和七年十月三十日にマニラで、フィリピン共和国における遠隔地における結核検診体制強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合プロジェクト・サービス機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　遠隔地における結核検診体制強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億七千万円
3　署名者
日本側　遠藤和也在フィリピン大使
国際連合プロジェクト・サービス機関側　アンドリュー・カークウッド　ジュネーブ事務所長

令和七年十二月九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百五十号

令和七年十月二十日にビエンチャンで、南部地域における不発弾除去の加速化を通じた地域開発計画（フェーズ3）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　南部地域における不発弾除去の加速化を通じた地域開発計画（フェーズ3）を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億七千三百万円
3　署名者
日本側　小泉勉在ラオス大使
ラオス側　アヌパープ・ヴォンノーケオ外務副大臣

令和七年十二月九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百五十一号

令和七年十一月十一日にウェリントン（ニュージーランド）で、ニウエ政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がニウエ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　一億四千万円
3　署名者
日本側　大澤誠在ニウエ大使（ニュージーランドにて兼轄）
ニウエ側　ダルトン・エマニ・マカマウ・タンゲランギ首相

令和七年十二月九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百五十二号

令和七年十一月七日にサンホセで、コスタリカ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がコスタリカ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　署名者
日本側　有吉勝秀在コスタリカ大使
コスタリカ側　アルノルド・アンドレ・ティノコ外務・宗務大臣

令和七年十二月九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百五十三号

令和七年十一月十四日にタシケントで、ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　八億五千九百万円
3　署名者
日本側　平田健治在ウズベキスタン大使
ウズベキスタン側　アシルベック・フダヤーロフ保健大臣

令和七年十二月九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百五十四号

令和七年六月十三日にビシュケクで、キルギス共和国内閣に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和七年八月六日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　合田秀樹在キルギス大使

キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和七年十二月九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百五十五号

令和七年六月十三日にビシュケクで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和七年八月六日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億九千九百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　合田秀樹在キルギス大使

キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和七年十二月九日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千八百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県西白河郡西郷村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　砂防設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県双葉郡**檜**葉町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び**檜**葉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県双葉郡広野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び広野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県東田川郡庄内町肝煎字大越山一三の一〇・一四の二・一四の五・一六の二・一六の三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町字上之宿二一二二の四、二一二八の一三、二一二九の四、大字新巻字丸橋一一五七の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県太田市金山町三九の四一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県太田市金山町三九の四一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波篠山市川阪字水谷四七の一五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県今立郡池田町千代谷七七字荒谷山倉ケ谷一八の四・一九の四・下荒谷五八字万蔵谷一の二（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県今立郡池田町千代谷七四字吹ケ谷一の二・一六の二・一六の三（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県今立郡池田町金見谷五五字大谷二五の七・二五の一三（以上二筆国有林。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須塩原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31290号 令和７年12月９日	Zantedeschia Spreng.	はにかみ	25	福島県 福島県福島市杉妻町２番16号	令和３年６月16日
第31291号 令和７年12月９日	〃	ミルキームーン	〃	〃	〃
第31292号 令和７年12月９日	〃	キビタンイエロー	〃	〃	〃

(2)　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

2　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31290号 令和７年12月９日	Zantedeschia Spreng.	はにかみ	福島県 福島県福島市杉妻町２番16号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
第31291号 令和７年12月９日	〃	ミルキームーン	〃	〃	〃
第31292号 令和７年12月９日	〃	キビタンイエロー	〃	〃	〃

○農林水産省告示第千八百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千五十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第一回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　令和五年六月一日から令和三十三年三月三十一日まで

三　施行地区　東京都港区高輪三丁目及び高輪四丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　東京都市計画土地区画整理事業品川駅西口土地区画整理事業

五　事務所の所在地　東京都中央区八重洲一丁目三番七号八重洲ファーストフィナンシャルビル一八階

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　令和五年六月一日

七　事業計画の変更（第一回）の認可の年月日　令和七年十二月九日

○東北地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月九日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　能代市二ツ井町駒形字多郎兵衛沢五〇番二から同市二ツ井町切石字厩ケ台二五一番まで　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月九日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

十二月五日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律

医療法等の一部を改正する法律

議案提出

十二月五日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（岡本充功外十名提出）

高次脳機能障害者支援法案（厚生労働委員長提出）

衆議院議員の定数削減等に関する法律案（加藤勝信外九名提出）

議案通知書受領

十二月五日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

医療法等の一部を改正する法律案（第二百十七回国会内閣提出、本院継続審査）

質問書提出

十二月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米国製自動車購入及び政府機関での活用にかかる政府案に関する質問主意書（福田玄提出）

存立危機事態に関する質問主意書（岡田克也提出）

いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問主意書（杉村慎治提出）

中国等の富裕層患者誘致による大学病院経営改善策に関する質問主意書（長妻昭提出）

アクワイアラ制度の公共性に関する質問主意書（八幡愛提出）

法医人材の育成及び確保に関する質問主意書（八幡愛提出）

ＳＯＲＡ２と著作権法第三十条の四に関する第三回質問主意書（八幡愛提出）

答弁書受領

十二月五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松尾明弘提出盛土規制法上の「土地の形質の変更」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員藤原規眞提出国境を超える匿名・流動型犯罪グループの対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明提出戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出後発医薬品の品質及び先発医薬品の薬価見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出医療ＤＸと医療情報連携の全国標準化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出法人版事業承継税制の特例措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員水沼秀幸提出金融経済教育推進機構が掲げる重要業績評価指標の進捗に関する質問に対する答弁書

衆議院議員妻昭提出特定の企業に税金を値引きする不透明な租税特別措置に関する質問に対する答弁書

報告書受領

十二月五日内閣から次の報告書を受領した。

令和七年度第二・四半期における予算使用の状況

令和七年度第二・四半期における国庫の状況

議事日程

十二月八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第七号

令和七年十二月八日（月曜日）

午後一時開議

第一　日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

第二　日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

第三　日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

第四　日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

第五　高次脳機能障害者支援法案（厚生労働委員長提出）

一　国務大臣の演説

参議院

議事日程

十二月八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第九号

令和七年十二月八日（月曜日）

午後四時開議

第一　国務大臣の演説に関する件

議決通知

十二月五日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

医療法等の一部を改正する法律案

答弁書受領

十二月五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山添拓提出東京外かく環状道路の事業再評価に関する質問に対する答弁書（第五二号）

参議院議員伊勢崎賢治提出日米地位協定第二条第一項（ａ）が規定する施設・区域の外における在日米軍の活動及び施設設営に関する質問に対する答弁書（第五三号）

法律公布奏上及び通知

十二月五日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律

医療法等の一部を改正する法律

報告書受領

十二月五日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

弔詞

七月十八日逝去された元議員峯山昭範君に対し、十二月五日次の弔詞をささげた。

参議院は　わが国　民主政治発展のため力を尽くされ　特に院議をもって永年の功労を表彰せられ　さきに法務委員長　運輸委員長の重任にあたられました　元議員峯山昭範君の長逝に対し　つつしんで哀悼の意を表し　うやうやしく弔詞をささげます

人事異動

内閣

（姫路簡易裁判所判事・神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　池上　尚子

判事兼簡易裁判所判事に任命する

（神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　冨上　智子

簡易裁判所判事兼判事に任命する

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同　朝日　貴浩

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十二月五日）

皇室事項

信任状捧呈式

十二月四日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐アイスランド特命全権大使フレイン・パウルソンの信任状捧呈式を行われた。

十二月四日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在エジプト特命全権大使ラギィ・モハメド・モハメド・エルエトレビの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、フィンランドの独立記念日につき、十二月五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

国営北斗用水土地改良事業（農業用用排水）計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営北斗用水土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和７年12月９日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営北斗用水土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

2　縦覧期間

令和７年12月９日から令和８年１月５日まで

3　縦覧場所

国土交通省北海道開発局のウェブサイト

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
栃木県那須郡那須町大字寺子丙字前原三〇六四番一地内	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十二月十日

(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県自動車小売業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月９日

福島労働局長　岡田　直樹

第４号中「１時間1,020円」を「１時間1,098円」に改める。

山梨労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月９日

山梨労働局長　岩﨑　　充

第４号中「１時間1,029円」を「１時間1,089円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月１日から効力を生ずる。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月９日

国土交通大臣　金子　恭之

測量の種類	精度	実施時期	地域 都道府県	地域 市、区、(郡)、町、村名	備考
復旧測量		令和６年度	愛媛県	大洲市	三角点（改算）
		令和６年度	茨城県	つくば市	重力点（移転）
基本重力測量	一等	令和５年度	東京都	千代田区	重力点（新設）
〃	〃	令和６年度	沖縄県	（八重山郡）与那国町	〃
〃	〃	〃	〃	〃　竹富町	〃

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０８８号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
清算株式会社　富士メタル株式会社
代表清算人　金剌　孝司
１　決定年月日　令和７年11月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第５号
岐阜県下呂市小川1967番地
清算株式会社　株式会社すし勘
代表清算人　千田　勘六
１　決定年月日　令和７年11月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所高山支部

令和７年（ヒ）第３号
滋賀県愛知郡愛荘町東円堂仲切1117番地の５
清算株式会社　株式会社竹山開発
代表清算人　竹山　文一
１　決定年月日　令和７年11月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（ヒ）第３６号
京都市下京区七条御所ノ内南町83番地
清算株式会社　株式会社リベックス
代表清算人　三木　正之
１　決定年月日　令和７年11月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第２号
佐賀県唐津市相知町伊岐佐丙1249番地
清算株式会社　株式会社Ｇｒｅｅｎ
代表清算人　川島　広史
１　決定年月日　令和７年11月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
佐賀地方裁判所唐津支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０３９号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
清算株式会社　株式会社五和鉄工所
１　決定年月日　令和７年11月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４１号
東京都中央区八丁堀１丁目６番１号
清算株式会社　株式会社君津ロックウール
代表清算人　中村　昇司
１　決定年月日　令和７年11月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　通則
⑴　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。
⑵　弁済の場所
本協定における弁済は、協定債権者が別途指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑶　弁済における端数の切り捨て
弁済金の計算にあたっては、１円未満の端数は切り捨てる。
２　協定債権の取扱い
⑴　協定債権の弁済
協定債権者の有する協定債権の元本については、協定認可決定の確定後１か月以内に、弁済可能資金を協定債権者に対して支払う。
この「弁済可能資金」とは、清算株式会社が弁済時において保有する現預金の額から、同時点において未払いの共益的債権及び優先債権（特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法またはその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払の許可を受けた債権をいう。）の全額を控除した後の残額をいうものとする。
⑵　協定債権の免除
協定債権者の有する協定債権のうち、前記⑴の弁済後の元本の残額並びに利息及び遅延損害金の全額について、前記⑴の弁済日において、その免除を受ける。
⑶　新たな財産が発見された場合の取扱い
協定債権の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、協定債権者との協議の上、当該財産を換価し、換価代金から①一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、協定債権者に対して弁済する。この場合、前記⑵に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第４号

静岡県浜松市中央区材木町38番地
清算株式会社　株式会社ティー・アール・シー
代表清算人　森田　豪丈

１　決定年月日　令和７年11月25日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

権利の変更及び弁済方法

１　弁済

清算株式会社（以下､｢会社｣という｡)は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。

２　債務の免除

各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

３　追加弁済

上記１の弁済の後、会社に新たな財産が発見されたときは、会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

静岡地方裁判所浜松支部民事部

監 督 命 令

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

福島県白河市新白河一丁目三八番地

（甲）合同会社ガーネット

代表社員　高石　朋和

東京都中央区銀座六丁目一三番一六号

（乙）合同会社キャッツアイ

代表社員　高石　朋和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

東京都世田谷区瀬田四丁目三五番六号

（甲）合同会社ルビーランド

代表社員　高石　朋和

東京都中央区銀座四丁目一〇番一四号ＡＣＮ銀座四ビルディング一一階

（乙）合同会社インカローズ

代表社員　高石　朋和

合併公告

左記組合は合併して、新設する遠州みらい森林組合（住所静岡県掛川市大和田三二〇番地の一）に権利義務全部を承継して、甲及び乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の総会の決議は、令和七年十一月二十九日に、乙の総代会の決議は、令和七年十一月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いております。

令和七年十二月九日

静岡県掛川市大和田三二〇番地の一

（甲）掛川市森林組合

代表理事組合長　榛村　航一

静岡県周智郡森町三倉八二六番地の二

（乙）森町森林組合

代表理事組合長　甚沢万之助

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十六日
掲載頁　五十六頁（号外第二三〇号）

（乙・丙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十六日
掲載頁　五十七頁（号外第二三〇号）
令和七年十二月九日

大阪府東大阪市七軒家一八番一五号
（甲）大阪銘板株式会社
代表取締役　山口　徹

大阪府東大阪市七軒家一八番一五号
（乙）大銘プラスチック株式会社
代表取締役　山口香世子

大阪府東大阪市七軒家一八番一五号
（丙）株式会社エックスバリュー
代表取締役　山口　徹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月八日
掲載頁　一〇六頁（号外第一八一号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年十二月九日

長崎市三京町二八九八番地一四
（甲）株式会社長崎日鋪
代表取締役　笹岡　義仁

長崎県諫早市貝津町九二七番地一
（乙）有限会社古藤建設
代表取締役　笹岡　義仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十日であり、両社の社員総会の承認決議は令和七年十一月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

熊本市南区出仲間一丁目六番五号
（甲）合同会社太陽興産
代表社員　ＳＨＤ株式会社
職務執行者　杉本　憲昭

熊本市南区城南町六田二七〇番地一
（乙）合同会社ＭＧＯ
代表社員　杉本　美紀

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の外部オーナー向けプロパティマネジメント事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月十五日
掲載頁　十五頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十七日
掲載頁　五十五頁（号外第六十七号）
令和七年十二月九日

東京都中央区銀座四丁目一二番一五号歌舞伎座タワー
（甲）株式会社アーキテクト・ディベロッパー
代表取締役　木本　啓紀

東京都千代田区内幸町二丁目二番一号
（乙）株式会社エー・ディー・パートナーズ
代表取締役　前　宏志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の「株式会社ＡＤワークスグループまたはその子会社が保有する物件に対するプロパティマネジメント事業」「株式会社ＡＤワークスグループまたはその子会社が不動産小口化商品として売却した物件に対するプロパティマネジメント事業」「医療モールマスターリースサブリース事業」「賃貸保証事業」に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十七日
掲載頁　六十四頁（号外第六十七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十七日
掲載頁　五十五頁（号外第六十七号）
令和七年十二月九日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
（甲）株式会社エー・ディー・ワークス
代表取締役　鈴木　俊也

東京都千代田区内幸町二丁目二番一号
（乙）株式会社エー・ディー・パートナーズ
代表取締役　前　宏志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

札幌市北区新琴似五条七丁目一番二二号
合同会社キングコーポレーション
代表社員　柴崎　雄志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

埼玉県所沢市荒幡三二八番地一ハーヴェストウチノ一〇四号室
合同会社Ｅ．ＳＴＹＬＥ
代表社員　竹中　葵斐

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目三四番一一号
合同会社泰然
代表社員　長谷部泰三

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

東京都品川区大崎一―二―三―一四一〇
合同会社Ｗｈｉｔｅ　Ｈｏｕｓｅ
代表社員　羽谷　諒一

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

東京都文京区音羽一丁目二六番九号七階
アクロトラディショナル合同会社
代表社員　貝桝　健太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

愛知県一宮市千秋町加納馬場字松下一―一八
合同会社らくサポ
代表社員　提中　康裕
代表社員　岩瀬　康子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

大阪市中央区島之内一丁目七番二一号Ｒｕｂｙ―ｃｅｌｌＴｏｗｅｒ七Ｆ
合同会社二条開発プロジェクト
代表社員　富田　和輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

大阪市港区南市岡三丁目六番五九号Ｃ二九一〇
合同会社ＴＱＲ
代表社員　北芝　智啓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

神戸市中央区中山手通一丁目九番一二号
M，sビル
合同会社Ｌｅｉ
代表社員　河田　玲子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

奈良市帝塚山中町六番二三号
合同会社ＥＩＳＥＩ
代表社員　髙山　博史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

奈良市東九条町一七番一号フクダギフトビル一〇二号室
合同会社Ｌｉｘｉｎ
代表社員　髙山翔太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

福岡市中央区天神二丁目二番一二号Ｔ＆Ｊビルディング七Ｆ
合同会社佳宴企画
代表社員　大澤　佳祐

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

大分県豊後大野市三重町市場一〇九七番地
合資会社住田屋商会
代表社員　三浦　悦子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十三日であり、株主総会の決議は令和七年十一月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月九日

香川県丸亀市浜町一二三番地
有限会社豊島商店
代表取締役　豊嶋　惠三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千四百九十九万九千五十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/316065/announces

令和七年十二月九日

愛媛県東温市志津川四五四
オプティアム・バイオテクノロジーズ株式会社
代表取締役　西岡　駿

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百五十万円、資本準備金の額を二千四百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月九日

東京都世田谷区新町三丁目三〇番二号
有限会社アイ・エンタープライズ
代表取締役　江波戸玲子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月九日

北海道標津郡中標津町南町九番地二五
廣木建設株式会社
代表取締役　廣木　智

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月九日

静岡県浜松市中央区曳馬六丁目二二番五号
酢山電気工業株式会社
代表取締役　酢山　久通

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月九日

大阪市天王寺区生玉町二番三号
株式会社小出ビル
代表取締役　小出　芳照

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月九日

福岡市東区唐原七丁目五番三三号
株式会社西日本計装
代表取締役　山内　辰崇

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月九日

熊本県八代市岡町谷川一三五番地
櫻井精技株式会社
代表取締役　櫻井　一郎

株式交換につき通知公告

左記会社は株式交換により乙はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年一月二十六日です。

令和七年十二月九日

長野県安曇野市穂高有明四〇一八番地六
（甲）株式会社Ｔｓｕｋａｈａｒａｔａ
代表取締役　塚原　章夫
長野県松本市渚一丁目四番三号
（乙）株式会社エイアンドエムサンワ
代表取締役　塚原　章夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金海奉及び李載熙が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

東京都足立区青井二丁目三二番五号二〇一
株式会社ジャパンネットワークブレイン
日本における代表者　金　海　奉

任意清算公告

当法人は、令和七年十月二十三日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング五階
ひとえだ税理士法人
社員　佐藤　祐作

正　誤

ページ	段	行	誤	正
九四		七30		19

令和七年十一月十九日掲載の福岡家庭裁判所小倉支部に係る令和七年（家）第九一七二号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中（原稿誤り）